

平成 2 1 年度第 3 回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 1 年 9 月 1 5 日 (火) 1 4 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 8 階 第一常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

皆様、本日は、お忙しい中、先日に引き続きましてご出席いただき、誠にありがとうございます。

まだお見えになっていらっしゃる方もおりますが、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第3回札幌市次世代育成支援対策推進協議会を開催いたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況についてでございますが、磯野委員、大島委員、品川委員、中島委員、母坪委員、山田委員、以上6名の委員の方々から欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、この協議会は公開とさせていただきます。

次に、配付しております資料の確認をさせていただきます。

前回、7日の協議会にお配りした資料1から資料5のほかに、7日の協議会で出された宿題に関する資料、A4判1枚の資料をお配りしております。また、きょう欠席された大島委員よりご意見をいただいておりますので、これについても皆様にお配りしております。

さらに、次回11月の協議会に関するご案内についてもお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、きょうの会議の終了時間は16時を予定しておりますが、協議の進行ぐあいによりましては延長となる場合もありますことをあらかじめご了承願いたいと思います。

それでは、ここからは金子座長に議事の進行をお願いいたします。

よろしく願います。

2. 議 事

金子座長

皆様、ご苦労さまでございます。1週間前にたくさんのご意見をちょうだいしまして、幾つか積み残しの宿題もございますので、まず、本日は、議題1として、前回の協議会の内容と本日の協議事項について事務局からご説明をいただきます。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

それではまず、前回の協議内容を簡単に確認させていただきます。前回の協議会では、計画書の構成案と第3章の基本目標1から3まで協議していただき、多くの意見が出されたところでございます。

まず、基本目標1、子どもの権利を尊重する社会づくりについてですが、子どもの権利保障についてはプラン全体にかかわる考え方であり、目標の一つとして並列に取り扱うことは不適當ではないかとのご意見がありました。このことは、プラン全体の枠組みに関することでもあり、座長、副座長預かりということで、その結果は本日皆様にお伝えすることとなっておりますので、後ほどご説明させていただきます。

そのほか、目標1については、要保護児童対策協議会に関して、虐待対応だけではなく、広く要保護児童全体を視野に入れた活動を行うべきであるという意見が出されております。

また、基本目標2、健やかに子どもを生み育てる環境づくりの協議の際には、目標の名称がわかりにくいのご指摘がありました。このことについても、きょうまでの宿題となっておりますので、後ほどご説明させていただきます。そのほか、目標2につきましては、妊婦健診の必要性を含めた性や出産のことについて、思春期からの普及啓発が必要とのご意見などをいただいております。

基本目標3については、保育の質の向上に関するご意見をいただくとともに、病児保育の必要性、ワーク・ライフ・バランスの必要性などについて活発な意見交換がなされました。そのほか、個別の事業に多くのご意見をいただいております。可能なものは計画案に反映させていきたいと考えております。

本日は、前回の宿題の子どもの権利の取り扱いと目標の名称についてご確認いただいた後、基本目標4から7について前回と同様に協議していただきたく存じます。

それでは、前回の宿題について、座長、副座長のご意見を踏まえて事務局で作成した案をご説明い

たします。本日、追加でお配りした資料をごらんください。

まず、意見1の子どもの権利保障の取り扱いについてですが、いただいたご意見は、子どもの権利保障は計画全体に関わることであり、目標の一つではなく別の枠組みにすべきとのものでした。

なお、きょうご欠席の大島委員からも同様のご意見が出されております。

このことを踏まえて作成した変更案が中段にあります。意見1に基づく変更案です。

子どもの権利保障がすべての計画事業実施の面で常に配慮すべき理念であることを明確にするために、基本理念に子どもの権利保障を含めたいと考えています。前期計画の基本理念は、社会全体で子育て、子育てにかかわろうという観点から、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまちとしていましたが、例えばこれを「子どもの権利を尊重し子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」とするなどして、札幌市が子どもの権利保障を念頭に置いて事業を実施していくことを明らかにしたいと考えております。

ただし、「子どもの権利を尊重」という文言自体は、庁内でもう少し議論が必要なので、最終的な文言は11月の協議会で提示したいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

なお、基本目標1には、実際に普及啓発の施策などが位置づけられていますので、基本目標、基本施策の体系は原案どおりにさせていただきたいと考えています。

また、前回の協議会では、子どもの権利保障ということについて札幌市がどう取り組んでいくのか、そもそも子どもの権利をどのように定義しているのかの記述が必要というご意見もありましたので、計画書においては、後期計画策定の考え方を示す第2章において、権利条例の趣旨について記載するとともに、基本目標1の説明のところでは、権利条例の具体化についてより詳細に説明することとしたいと考えています。

次に、基本目標の表現の変更についてです。

特に、基本目標2、健やかに生み育てる環境づくりについて、具体的な文言に変更した方がよいとのご指摘をいただいていた。これについては、資料の意見2に基づく変更案のとおり、妊娠・出産・子育てを支援する保健医療のしくみづくりと変更することで、特に妊娠出産期の母子を医療・保健の面から支援する施策であることを明確にしたいと考えております。

また、これは特にご意見をいただいたところではありませんが、目標7の子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりについても、やさしいという言葉の持つ意味合いが広いので、特に子どもと子育て家庭に対するハード面や安全・安心の面での環境整備にかかわる施策であることを明確にするために、子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくりに変更したいと考えております。

以上で、前回の協議内容についての説明を終わらせていただきます。

金子座長

ありがとうございました。前回は、基本理念から基本目標1、2、3までを審議していただきました。その中で、特に宿題として、今のご提案にありましたように、基本目標1の扱い、それから基本目標2の文言についてもう少し検討した方がよろしいというご指摘が多かったので、私と副座長と事務局で相談して、今ご説明いただいた宿題の回答とさせていただいた次第です。

ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

基本的には、基本目標1の子どもの権利というものが全体に関わるということだったので、それならば、いっそのこと基本理念に全部入れたらどうだというのが意見1に基づく変更案の趣旨です。

まず、こちらの方から意見をいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。理念の中に子どもの権利を尊重しという文言を入れて、すべての基本目標の上に置きたいというはっきりした札幌市の姿勢を表したいということでございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

ありがとうございます。今のご説明の中で、基本施策1、2は前回のご説明のままということではよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

前は、基本施策2を移すというか、後の基本目標5-2にくっつけるような話もちょっと出たと思いますけれども、それはこのままということですね。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

このままとお考えください。

金子座長

今の事務局のご提案につきましてはよろしいでしょうか。前回と同じ基本目標1の施策1と2という位置づけでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

どうもありがとうございます。それでは、一応、権利の表現につきましては、ただいまの宿題を皆様方に認めていただいたことにさせていただきます。

それでは、基本目標2の、前は「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」という表現であったものが、やや広がりがあってわかりづらいということだったので、ただいまのご説明では、もう少し細かく、妊娠・出産・子育てを支援する保健医療のしくみづくりという表現に、やや限定的に修正をしておりますが、これにつきましてはいかがでしょうか。ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

丸山委員

急にここだけ基本目標の表現のバランスが非常に細かくなったような気がします。表現だけの問題だと思うのですが、ここでは妊娠、出産、子育てと並べていますけれども、母子保健医療となってしまうと、ここは包含されている内容からいうと医療だけでよろしいですか。保健医療系の内容だけが包含されているので、急にここだけ妊娠、出産と1個、1個表現するのではなく、それを包含した方がいいかと思います。子育て支援ぐらいか、母子保健医療を強調した表現にするか、とにかくバランスの問題のような気がします。2だけが表現としては狭いです。

金子座長

というようなご意見がありました。いかがでしょうか。

森本委員

今の丸山委員のご意見を踏まえてですけれども、この基本目標は、もちろん母子保健も含めた全体的な環境づくりだと思うのですが、特に基本施策4のところを考えますと、要するに、母親だけではなくて、父親という観点もこの施策の中には入ってくるのではないかと思います。そうすると、ちょっと狭まってしまいかと思います。余り具体的に、妊娠、出産というのは女性しかないので、全体的にだれでもかかわれるような表現がより望ましいかなという意見です。

金子座長

それは、基本目標2についてですね。

森本委員

そうです。

金子座長

ほかに意見はございませんでしょうか。前回のもとの表現の基本施策の1から4まで見ると、基本的には周産期医療と小児医療に内容的には限定される部分ではあると思うのです。保育は別枠で3番にありますので、子どものライフステージを考えて、まず生まれる前からと生まれてからの医療の問

題を最初に位置づけて、その後、医療は小児科で、保育が入ってきて、保育所にかかわっていない方の子どもについては基本目標4でカバーする、大体そのような流れでこれがつくられています。

今のお二人の意見では、基本目標2についての修正案の表現がちょっと細かいのではないかということでございましたが、いかがでしょうか。

高荷委員

余り詳細に検討した結果ではなくて恐縮ですが、私がこの前に申し上げたことにつながってくるのですけれど、基本目標2の健やかに子どもをとうたっていたところに、これは医療関係だけでなく、経済的な環境にも妊娠、出産に対する不安を引き起こしている要素はかなり幅広くあると思うのです。その辺の経済環境（今の長期化した不況の状態）や、あるいは、今回、政権交代があって民主党政権がどういう施策を打ち出してくるのか、先ほどの速報版で、福島社民党党首が少子化担当に内定したという報道が出ておりましたけれども、そういうものが全部含まれて健やかな子育てができ上がってくるのかなと前は受けとめていたわけです。

そういったところから言うと、医療だけに絞ってしまうのはいかなものかという思いはあります。

金子座長

前回、回答の中にも含めていたと思います。その経済的な面は、むしろ基本目標4ないし3にも若干関係すると思いますけれども、そのあたりでカバーするような理解はここにはあるということです。ですから、健やかにというのは経済的な面は別枠で、いわゆる子どもを生み育てるという医療関係あるいは保健、福祉も若干入るかもしれませんが、そういうところに特化するというつくり方だと思います。メンタルケアも入っていますので、経済的な面については4 - 3あたりが一番中心になるかと思います。すべての家庭の経済的な支援の取り組みと、これは、今回、民主党が全面的に出しております。しかし、3人の委員からは、表現がほかのところと比べると少し狭いのではないかというご意見は出ております。

津元委員

基本施策4に思春期の心と身体の健康づくりというものが入っているので、妊娠、出産、子育てのと細かくすると、結びつきが難しいと思っています。その部分だけがちょっと違うかなと思います。

金子座長

事務局の方のお考えはいかがでしょう。

今の4のところは、思春期ですから、確かに周産期医療や子どもを超えますね。大分幅が出てきます。いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

いただきましたご意見について、私どもの方で十分な案を提示できてないということにつきまして、大変申しわけなく思います。ただいまのご意見を受けて、次回までに再度検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。

金子座長

宿題ということでもいいですか。

丸山委員

思いつきで申しわけないですが、今、どこまで思春期を入れるとか、保健医療だけかどうかというあたりはご検討でまた表現をなさっていただければと思うのですが、もし、前のご意見でこういうふうにご検討いただいたと思うので、例えば妊娠とか1個ずつというよりも、安全と安心の母子保健医療体制づくりの仕組みというふうにすると、まだバランスがいいかと思います。ご検討の際のご参考までにとおりました。

金子座長

ありがとうございました。それでは、今の丸山委員のご意見も踏まえまして、事務局の宿題という

扱いにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、大きな宿題は今の2点でありましたが、基本目標7については、今、宿題のところやっていいですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

私どもの方で、再度、基本目標の表現の仕方を検討する中で、基本目標7もどうなのだろうかということでご意見はなかったわけですが、どうもしっくりこないかもしれないということで提示させていただきました。

金子座長

それでは、宿題の2点につきましては、ただいまのような扱いにさせていただきたいと思います。

それでは、もう一つの議題であります基本目標4から7につきましてご審議をお願いしたいと思います。事務局からご説明をいただきます。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

それでは、資料3の14ページをご覧ください。前回と同様、重点項目を中心に説明させていただきたいと思います。基本目標4、すべての家庭の子育てを支援するしくみづくりでは、地域で子育てを支えるための取り組み、相談体制、経済的支援といった取組を掲載しております。基本目標3が主に共働き家庭を対象にした仕事と子育ての両立支援であったのに対し、基本目標4では、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を対象とした子育てに不安感、負担感の軽減を目指しています。

14ページの課題と方針では、保護者を対象に実施した調査において、依然として子育てに対する不安、負担が大きいことに触れ、子育て世帯が孤立しないよう、これまでに引き続き、地域の子育てサロンを中心とした支援体制の充実が必要であることや、子育ての悩みを気軽に相談できる体制について記載しています。さらに、経済的支援について国に要望していく一方で、札幌市独自で検討を行っていくことを記述しています。経済的な支援の必要性については、6月の協議会においても、子どもの貧困、格差解消といった観点からご意見があったところです。このような方針に基づき、基本目標4における重点項目として6事業を定めました。

重点項目14は、地域での子育てサロンについてです。乳幼児を持つ親子が自由に集い、交流できる場として、ほぼすべての小学校区に子育てサロンを設置してきましたが、今後もこれを維持し、質的な拡充を図っていくこととしております。

重点項目15は、企業、団体と連携した多様な子育て支援事業です。後期計画では、企業や団体などさまざまな立場から子育て支援事業に参画していただくことで、支援の充実を図っていきます。

重点項目16は、一時預かり事業です。事業名につきましては、先日の会議で坪谷副座長からご指摘があったところで、今後、検討させていただくことになっておりますが、きょうは一人はこのままの表現で説明させていただければと思っております。一時預かり事業につきましては、保護者の就労の有無にかかわらず、子どもを一時的にお預かりできる事業で、現在でも保育所において行っているものですが、今後これを拡充することで育児負担の軽減などを図ることとしております。

重点項目17は、区保育・子育て支援センター運営事業です。区保育・子育て支援センターは、保育所にあわせて子育てサロンなどのさまざまな子育て支援を行う場であり、子育て支援の中核となっている機関です。現在、五つの区に設置していますが、残りの区への設置について検討を図っていくこととしております。

重点項目18は、児童家庭支援センター運営費整備事業です。身近な地域で24時間体制で子育ての相談を受ける機関であり、現在、2カ所のセンターがそれぞれ児童養護施設に併設しています。相談体制の充実を図る観点から増設を図ることとしております。

重点項目19は、奨学金です。経済的理由によって就学困難な学生に支給しているものですが、支給対象者をふやし、より一層充実を図っていきます。以上で基本目標4の説明を終わります。

金子座長

ありがとうございました。重点項目が六つありますけれども、ただいまのご説明に関しまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

高荷委員

重点項目 14 の地域での子育てサロンということで、これは 1 回目のときにも質問させていただいた課題ですけれども、このサロンの開催回数が全くばらばらで、1 回でも開催していればやっていますということになっているわけです。この点は、回数を目標値として掲げてもらうことによって、実質的に地域での子育てサロンがいい結果を生み出しているという方向性に持っていけないものかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

金子座長

事務局の方からお願いします。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

ご意見にあったとおり、その辺はある程度の回数は確保していくような形をとらなければいけないと思います。サロンの中には、児童会館で行っている部分もありまして、その辺は体制が整っており定期的にきちんと行われているのですが、それ以外のところについては、確かに回数が少ないところもあります。したがって、立ち上げのときの支援はもとよりでございますけれども、現在、継続のために年 15 回以上をやりますと、些少ですけれども、運営費補助をしております。その辺の回数を見直して、それに向かって実施していただけるようなことも考えていかなければいけないのかなと思っております。

金子座長

今の回答でよろしいですか。

高荷委員

15 回やれば運営費補助が出るから、そういう方向で各区で努力をさせると。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

もっと少ないところもありますので、回数はこれからの検討になりますけれども、15 回ではなくて、10 回とか、そういうものに設定して回数を確保するような形で誘導できればなと思っております。

あとは、今行っておりますのは、親御さんと一緒のサロン形式でございますけれども、ニーズが高いのは、ちょっとした時間でもお子さんをどなたかお友達に預かってもらって買い物なり美容室といった短時間の部分での預かりの要望が強うございますので、サロン自体の事業内容についても検討していかなければならないと思っております。

金子座長

ありがとうございます。小川委員、どうぞ。

小川委員

地域の子育てサロンのところで、今と同じような質問になると思うのですが、ニーズに対応できるということに関しては、広場を利用しているお母さんたちが、回数などだけではなくて、どういうふうな広場だと一番利用されやすいか。今、午前中の枠だけで広場を開催されているところが多いのですが、10 時から 12 時で終わるところでは、やっと思ったところでお昼を食べられないですし、もう片づけをして帰らなければいけないというところでは、そのニーズに即しているのかなとちょっと感じています。やはり、お母さんたちの生の声を現場で聞く回数が多いのですけれども、そこでは、お昼御飯を食べられて、お昼寝もできて、子育てのいろいろな話もできるような広場をニーズとしては願っているのではないかと思いますし、そういう声をよく聞きます。そういう意味での質的な拡充というところでは、よりご検討していただけるのかなと思います。カウントだけにとられるのではなくて、中身とお母さんたちの声を聞いたニーズに即した広場というか、サロン

をつくっていく必要があるのではないか、求められているのではないかと思っているというのが1点です。

あと、15回やっているとお助成金が出るのでしたでしょうか、そういうものに関する広報が行き届いていないような気がするのです。協力体制をとっていくという次の重点項目15のところでも上げているのと同じように、そういう支援があるとよりやれる団体もあったり、そういう支援体制とか、こういう形でしていますということがよりわかるような知らせ方をしてほしいのです。また、今の事業のところでは行政だけでやるのはなかなか難しいところで、いろいろな団体と協力するという体制はよく理解できます。それをどのような形の支援で取り組んでいくのか、企業と団体と協働で子育て支援に取り組むますとは書いているのですけれども、どのような形で具体性があるのでしょうかということを質問したいです。

金子座長

ニーズをどう取り組むかということと、もっと具体的な連携の仕方ですね。

いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

今後もニーズについては把握して対応できるよう考えていきたいと思えます。

それから、企業との連携でありますけれども、例えば、実際にやっている企業もあるのですが、企業のフロアの空きスペースを活用したサロンの部分的な部分の実施とか、私どもが今現在やっているもので寄附による絵本の拡充ということもございしますが、そういったものにも一緒になって取り組んでいただくということを考えております。企業との連携については、いろいろなかわり方について検討していきたいと思っております。

後は、主にデパートでも子育てに関することとして授乳コーナーを設けていたりいろいろなございしますので、企業の取り組みも連携して発展させていきたいと思っております。

金子座長

もう一つ、広報の仕方もお尋ねになりましたが、それはいかがですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

15回以上の……。

金子座長

そういう情報をちゃんと流してもらいたいと。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

現に、私どもは、健診時とか、区の子育て支援係とか、いろいろな場面で地域にあるサロンのPRをさせていただいております。また、実際にサロンを運営していただいている担い手の方々の支援もしております、その中でいろいろなご意見をいただいておりますので、そういったものは反映していきたいと思っております。

金子座長

小川委員、いかがですか。

小川委員

重点項目15に企業と団体等と書いてありまして、今、企業の説明はあったのですが、企業が場所を持って空きスペースを利用してというところは、企業自体の持っている自主財源としてやるというのはわかります。ただ、団体等というのは市民団体も含めて団体等なのでしょう。企業はそうしていますという話をしてはいたけれども、団体等の説明は今なかったように思います。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

団体等とは、今でもいろいろな形で連携をとっておりまして、子育てのネットワーク会議等もございしますので、その中で団体さんにやっていただいている活動と連携を図っているところです。新たに

取り組めるものがありましたら、積極的に行っていきたいと思っています。

金子座長

ほかに、一時預かり、ちあふる、奨学金と、ほかにも幾つか説明をいただいたのですが、これらについてはいかがでしょうか。

高荷委員

もう1点だけ、済みません。

重点項目15の企業、団体との絡みで、特に企業との絡みですけれども、ごらんになられていると思うのですが、9月10日の日経新聞に、いわゆる世田谷区が待機児童解消のために保育園の分園8カ所を新設したことが書かれているわけです。我が社もそうですけれども、企業も建物がかなりがらがらになっている要素がありまして、札幌も分園という制度をお考えであれば、企業の中でもその辺のところの可能性が出てくるのかなという思いがその記事を読んで以来あるのですが、その辺については何かお考えがあるのでしょうか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

分園制度というのは、どうしても都心部で新たに増築できない、土地が確保できないといった場所に、駅のそばのビルなどで空き室があれば、既存の本園から大体500メートルぐらいの近場であれば、そこを利用するという取り組みですが、札幌市でも、ことしから開始して、今、募集をするところがございます。来年も計画には載せてございますので、そういう取り組みはしてまいります。

企業との関係と言いますと、今までは社会福祉法人が保育所を整備するということでしたけれども、規制緩和がございまして、株式会社でも取り組めることになっておりまして、現に今年から取り組みの例が出てきております。それは、保育園そのものを行うということで、分園とは少し違います。まずは、本園を株式会社がやって、その後の待機児童の状況にもよりますけれども、さらに将来的に分園の必要性があればそのような道は出てくると思います。

坪谷副座長

分園を一番先にやったのは大阪なのです。保育園も二、三件やったのですけれども、あれは七、八年ぐらい前でして、今はどんどん撤退しているのです。そのときの待機児童のあり方によって、つくったり撤退したりを安易にできると言うちょっと語弊がありますが、本園を建てるよりは安くできるのです。今、札幌市も待機児童がおりまして、分園対策をなさっていますので、これらが進む方向で企業にも協力していただければというふうに思います。

金子座長

ありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょう。

小川委員

重点項目16の一時預かり事業のところは、認可保育所等において一時預かり事業を拡充することを検討するというところで、認可保育所以外のところで一時預かり事業を拡充する検討はないのですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

それも含めてです。一時預かりという名称ですけれども、今までの一時保育は保育所だけでしたが、それ以外の部分でもできるようになりますので、そういったものについても検討していきたいと思っています。

小川委員

座長、もう一ついいですか。基本政策1の細かいところなのですが、その質問はこれからですか。

金子座長

4-1ですか。

小川委員

4-1-3のところですが、そこはこれから説明があるのでしょうか。

金子座長

一応、基本的に4は説明が全部終わったことになります。

小川委員

16ページの4-1-3のところ質問させていただいてよろしいでしょうか。

金子座長

はい。

小川委員

この項目のところに入っていますので、前回もちょっと質問させていただいて、前の基本目標3ですが、働きながら社会づくりの重点項目13の病後児デイサービス事業のところ、緊急的な預かり、病児・病後児の預かりサービスはどうなのでしょうかといったら、基本目標4のところに掲げてありますということで、4-1-3の下から2行、今後は病児・病後児預かりサービスについての拡充を検討するということですが、それが重点項目の基本目標3のところに入らないでしょうか。

前回、両方に入ってもいいのではないかと考えているということに関しての質問をしたと思います。両方にリンクされていることなのですから、それは基本施策のところの4-1-3には上がってくるけれども、基本目標3の働きながら子育てできる社会づくりの重点項目13の中には上がってこないのでしょうか。

働くお母さんとか働く人たちにとっても重要なことなので両方に掲げてもいいことだと思うのですが、いかがでしょうか。

金子座長

重要なものはほかにもたくさんありますので、それを言い出すとボリュームの問題も多分に出てきて収拾がつかないという一般論は当然あると思いますが、今の意見についてはいかがですか。

重要だから、両方に表現として残してほしいということですね。

小川委員

そうです。働きながら子育てをしている方も、仕事を持っていない方に関しても、どちらもお子さんが病気になるので、両方に掲げられることではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

金子座長

それはいかがですか。

高荷委員

同じ事象に対しては、1カ所でいいのではないですか。

金子座長

今、私も申し上げましたように、大事なことはたくさんありますので、大事だからここにもあそこにもということとはちょっとまずいのではないかと思います。全体のバランスを考えていく上で問題があるかもしれませんが、いかがですか。

丸山委員

前回、今、小川委員がおっしゃったとおりで、私は別なところで、上の2のところ、何かを言うと、こちらにも出ていますというのはあります。やはり、議論として、基本目標3の働きながら子育てできる社会づくりの重点項目3では、医療施設での病後児デイサービスは載っているけれども、一般的に広く働く女性たちが一番困っているのは子どもが病気になったときです。それは、あれもこれもではなく、重要なサポートしてそこに上げていてもいいのではないかというご意見だったのです。

私が身近に見ている働く女性たちが困っているのは、医療機関併設施設ではなく、病気になったときにサポートしてほしいというのが大きな課題だったので、4-1-3に掲げてある活動というのは、そこにも上げておくぐらいの大きな子育てサポート事業になると思います。

基本的な確認ですが、課題と方針もそうなのですが、それから重点項目につながっていったら、重点項目と基本施策で書かれていっていますね。そのときに、課題と方針の書き方の重みというか内容が基本目標によって微妙に違っているのです。現状での課題があって、重点目標になっていっているのだと思うのですが、今までのニーズとか調査をベースにしながら、あるいは、今現在やっていらっしゃるいろいろな活動をベースにして、もっと拡充とか、もっとこの点をという視点が出てくるとわかりやすいのです。ここでは抽象的表現になってしまっているため、どのくらい細かいところまで考えた上で議論すべきなのか。特に、事業概要も概要ですから本当に大まかな表現にしかありません。そんな程度でよろしいのか。

金子座長

もともと、この委員会はそういう……。

丸山委員

そのレベルですか。

金子座長

事業まで細かく見るということは難しいです。大きなところを決めるということになります。

丸山委員

でも、関心があるのはそっちの方になってしまうのです。

金子座長

もちろん、それはそうなのです。

丸山委員

わかりました。では戻しまして、その病児は働きながらにも入れるべき大きな項目と私も思います。

金子座長

両方の意見が出ておりますが、事務局の方はいかがですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

ここは、協議会のご意見に従う形で扱わせていただければと思います。

金子座長

いかがでしょうか。

坪谷副座長

重点項目 13 に病後児デイサービスと出ているのです。

金子座長

どこですか。

坪谷副座長

基本目標 3 の重点項目 13、12 ページです。そこに、病後児デイサービス事業、施策 3 ということで既にありまして、両方に載っているのです。ここをもうちょっと拡充ということですね。

小川委員

これは建物のことです。医療機関併設施設で行う病後児デイサービスなので、医療機関のところに建物を建てているところの拡充、利便性の向上が図られるようということです。今、札幌市内には 5 カ所でしたか、子どもの預かる人数がすごく限定されて少ない人数で、なかなかそこには預けられない状況もあります。当日、急に熱が出たときに、そこに預けにいけますと、満席になっていたらおしまいなのです。だから、建物だけではなくて、緊急な病児をお預かりするシステムみたいなものを、ここに書いている預かりサービスについて拡充を検討する、そういうシステムをきちんと札幌市の方でつくっていったら、併設されたところに預けられないお子さんでもきちんと預かるようなシステムをつくっていくということが入ってなかったのか、いかがでしょうか。

坪谷副座長

質問ですが、病後児デイサービス事業と病児・病後児預かりサービスは違うのですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

今、委員がおっしゃったように、医療機関併設型で5カ所にあるのが、12ページの重点項目13です。

それから、16ページの4-1-3に載せていますが、会員制でサービスの担い手と受け手をコーディネートする機関を設けて、派遣する事業です。一般的な預かりだけではなく、より緊急性の高い、または病後児も預かれるような機能を札幌市としてもちゃんと行っていきたいと考えております。

小川委員

厚生労働省の事業委託を受けまして、今、緊急サポートネットワーク事業をやって、その利用会員と提供する会員という形で、急な病気にも対応してお子さんをお預かりして病院に連れていくシステムがあります。今、札幌市は1,500人からの登録者がいらっちゃって、きょうも緊急で駆けつけているということがあります。その人たちがきちんと戸惑わないで預けて、本当はそういう社会ではない方がいいというのは前回もお話したのですけれども、今、現実としてはそういう社会になっていることをご理解していただいて、それを重点のところに入れていただきたいと思います。

坪谷副座長

それは13ですね。

小川委員

重点項目13です。建物だけではなくてデイサービスと。

金子座長

というご意見です。もっとも、基本目標4はすべての家庭の子育てですから、働いている方ももちろん含まれるわけです。そうでないとおかしいです。

小川委員

もちろんそうですけれども、私も、丸山委員と考えが同じように、やはり重点項目に上げるべき、指摘する項目だと思います。

秦委員

前回からの話の引き続きなので、ここは基本的には重要なことだというのは前回も確認し合ったと思うのです。ただ、今回も前回もそうですけれども、進め方の中で、一つ一つの項目の内容の検討とか、この事業はどう実施されているのだという細かいことの検討をする場なのか、それとも、こういう重点項目をここに掲げるべきだということについて話す場なのかということ言えば、私は重点項目に何を盛り込むかについて検討する場だと思っているのです。

それで言うと、実現が可能であるものについては重点項目に当然掲げるべきであるし、理想的な努力目標にするものは施策の中のもうちょっと落とし込んだところに掲げるべきだと思うのです。

4-1-3に関して言うと、拡充を検討する程度の文言であるということを考えれば、重点目標に掲げてこれを実施しますと言ってしまってもできるのですかというときに、そこまでの保障ができるかどうかということ逆を聞いてみたいのです。僕は難しいのではないかと考えているのです。

金子座長

4-1-3の表現も難しいのではないかとということですか。

秦委員

今後は、病児、病後の預かりサービスの拡充を検討するという文言であれば、余り積極的な表現ではないと思っています。これをさらに重点目標のところを持ってくると大変ではないかと思うのです。

金子座長

それはいかがですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

最初の会議のときにも事務局としてお話ししたかと思いますが、この後、財政的なこともございますので、具体的に庁内でいろいろ詰めなければなりません。今の段階ではこういう文言になっておりますけれども、計画が具体的にまとまる段階において、ある程度方向が見出せれば、この文言が実施数に変わっていくというふうにご理解いただきたいと思います。

今、ファミリーサポート事業を札幌市で委託事業で行っております。それから、もう一つの病児・病後児については、国の直轄事業でやっている団体もございます。いずれの事業も、子育て支援ということを考えますと、これは札幌市として取り組んで行かなければならない事業であることには間違いございません。

行う方向で考えておりますが、繰り返しになりますが、これは庁内での調整がございますので、今の段階ではこの表現に止めさせていただきたいと思っております。

秦委員

本来であれば、重点目標の中に併記してあった方がいいと思うのです。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

ただ、そこまでの部分がまだ整理できておりません。

金子座長

秦委員は、その場合は重点項目 16 にくっつけて表現を広げていくというか、深めていくというか。

秦委員

12 ページにある 13 とはちょっと意味合いが違うというふうには理解しております。

金子座長

ですから、15 ページの重点項目 16 に具体的に織り込むことができれば、それに越したことはないということですね

秦委員

そう思います。期待をしております。

金子座長

それでは、ほかに奨学金を含めてございますが、いかがでしょうか。

津元委員

私は、奨学審議委員をずっとやっていたのですが、札幌市の方で小竹正剛奨学基金というものがある、奨学金を受ける人数が増員されているのです。私は、長年面接していて、とても子どもたちの励みになっていて、今年度も増員ということでまた面接をやったのですが、面接に来る子どもたちも一生懸命未来を見据えているというか、こういう基金でも、中学生、高校生という段階の子どもたちが面接に来るのですが、青少年になかなか予算が回らない部分、この奨学金はすごくよいと思っております、このままたくさん子どもたちに奨学金がいくように願っています。

金子座長

これは、主としては高校生ですか。

事務局（教育委員会 大関教育推進課長）

学校教育部でございますけれども、札幌市のここに上がっている奨学金につきましては、札幌市独自の制度でございます、今、津元委員からもお話がありましたけれども、札幌市奨学基金と、市民の篤志家からの寄附に基づいている小竹正剛奨学基金という二つの基金の運用益と一般財源からの持ち出しで奨学生を採用している制度でございます。

これにつきましては、第 2 次札幌市新まちづくり計画に基づきまして、平成 20 年度から 22 年度までに倍増するという計画を立てており、今、着々と採用数をふやしているところでございます。

ちなみに、平成 20 年度は前年度より 235 人拡大いたしまして 698 人採用しております。今年度は、

さらに 473 名増員いたしまして、1,171 名採用しております。引き続き、平成 22 年度も採用の拡大を図っていきたいと思います。

対象者につきましては、高校生、大学生、あとは高専とか専修学校に行っている方が対象となっております。

金子座長

ありがとうございます。それでは、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

質問と意見があります。

まず一つ目は、16 ページの 4 - 1 の表の男女共同参画室が担当している子育てボランティアの養成に関してです。これは意見ですが、ここで養成したボランティアはここに書かれた事業概要の内容の枠の中だけでの展開ではなくて、子育て支援部が行うこの札幌子育てサポートセンター事業、あるいは、ほかのイベント等に関してもリンクしていく方向性はございますでしょうか。せっかく養成するボランティアですので、札幌市全体の取り組みに関していろいろなところで活動できるのがいいのではないかと思います。各部署が連携をとりながら活動の場を広めていくのはいかがかと思えます。

二つ目は、同じ 16 ページの 4 - 1 - 10 の図書館における読み聞かせ事業です。これは、図書館の管轄ですが、ほかの事業部と絡めて申し上げますけれども、読み聞かせ事業を以降進展させて、できれば私としては札幌市の取り組みとしてブックスタートを検討していただきたいと常日ごと考えています。ブックスタートによって得られるものはいろいろあります。思春期の問題にいろいろかかわっていると、思春期の問題はその時点で取り組む必要がありますが、子育てという点で見ると、乳幼児期からの子育てということもかなりの部分でかかわっているととらえています。その点で、特にお母さんと赤ちゃんとの本を通してのかかわり、本を媒介にしてコミュニケーションを図るなど、得られる部分が非常にたくさんあるので、ぜひとも最初のきっかけとして乳幼児の健診のときに本を配付するブックスタートを将来にわたって検討していただきたいのです。また、現状、そういった方向性があるかどうかの質問も踏まえてお伺いしたいと考えています。

それから、17 ページの基本施策 2 の相談に関する部分で質問です。後の方にも出てきますが、札幌市は離婚家庭が多いということで、離婚家庭同士の子どもを連れて子連れ結婚するステップファミリーもあると私は感じているのです。そのステップファミリーはステップファミリーなりの子育ての難しさや、ほかの子育ちとは異質な悩みを抱えている方がたくさんいて、それを支援する、あるいは相談を請け負うところとしては、4 - 2 の 1 から 6 までのどの部分はその視野に立って積極的に相談に乗ってくれるところかどうかをお伺いしたいと思います。

金子座長

いかがですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

まず、2 番目のブックスタートのお話ですが、その必要性を私どもにかわって十分説明していただきました。実は、この 10 月から実施することになっておりまして、その PR がまだ十分行き渡っていないということで反省しております。

ことしの 10 月から、各保健センターで行っております 10 カ月健診の際に絵本をプレゼントするブックスタートを開始したいと思っています。これは、単に絵本をお渡しするだけではなくて、読み聞かせと併せて行うというものです。保健センターでは、既に 10 カ月健診の際にボランティアに協力をいただきながら、読み聞かせが行われておりますが、その機会を利用しましてお渡ししたいと思っています。

少し細かいお話をさせていただきますと、絵本につきましては 4 冊ほど用意いたしまして、その中から選んでもらうということを考えております。

これは、単に乳幼児期に絵本をお配りするというだけでなく、その後も地域において読み聞かせを継続してもらうために、各保育園とか支援センターといった子ども関連施設に絵本を配架いたしまして、絵本を受け取った後も地域において読み聞かせを続けてもらう、そういった場所にいけば絵本があるということで、それを継続してもらうということで、蔵書の計画も併せて行うこととしております。

また、今回の乳幼児健診の際の本の配付につきましては、これは絵本ではありますが、読書習慣、各年齢段階でいろいろ読書活動を進めていかなければなりませんけれども、いわゆる本当のスタートになるということで、図書館のこども読書活動推進計画、現在、22年度以降の計画を立てておりますけれども、その中に最初の段階ということで位置づけをさせていただいて、各年齢時において読書習慣をつけるといったことも視野に入れてこの10月にスタートをさせていただくものです。

金子座長

この意見についても、簡単に事務局の方からご意見をいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。男女共同参画センターのボランティアに関する質問です。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

今日は男女共同参画室の者はありませんけれども、お話の趣旨はそのとおりだと思います。せっかく養成されたボランティアですので、各関係箇所でも協力してもらって、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。改めて、男女共同参画室の方には、私どもの方から委員のご意見をお伝えして、一緒に行っていきたいと思っております。

金子座長

もう一つは、ステップファミリーの問題をどこで扱うのかというご質問については、いかがですか。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

一般的にと言われると、今、その専用窓口はないと思っております。そのご家庭の中でどういう問題が生じているかということに応じて、その中身の教育相談に入ったり、子どもの権利侵害に入ったりということで、今、適当な窓口が割れている形になります。まず、どこの窓口でも1回はご相談いただいて、しかるべき専門のところにご紹介するなりというきちんとした対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

金子座長

時間を押していますので、次に行きます。基本目標5について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

基本目標5は、資料3の19ページからになっております。

基本目標5、特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくりでは、親に養育されない子ども、いわゆる要保護児童への支援や障がい児、ひとり親家庭など特別なニーズへの対応に係る施策を位置づけています。児童虐待の急増に伴い、里親や児童養護施設で養育を受けることも増加しており、要保護児童対策を考える上で、虐待を受けた子どもたちをどのように支援していくかという視点がより重要となっているところです。

虐待を受けた子どもが心の傷を回復するには、特定の大人との愛着関係を形成できる個別的なケアが重要であると指摘されており、このことから、できるだけ家庭的な養育環境を提供する体制づくりが求められています。また、こうした子どもたちは里親宅や養護施設を出て自立する際にも、親からの適切な支援を受けられないために大変苦労して社会に出ていくこととなります。子どもたちが自信を持って社会生活を送れるように支える体制を図る必要があります。

また、障がい児支援に関しては、早期療養、早期発見の取り組みを今後も続けていくとともに、幼稚園、保育園、児童会館、学校など様々な場面、様々なライフステージにおいて適切な支援を受けられる体制を整えることで、障がい児が住みなれた地域で暮らせる環境づくりが必要とされています。

さらに、札幌市は、全国平均と比べて離婚率が高く、母子家庭が増加傾向にあることから、経済的支援を含めた支援の充実が必要となっております。

このような課題に基づき、基本目標5では、三つの重点項目を設定しています。

重点項目20は、家庭的な養育環境の整備です。現在、親元で生活できない子どもは、里親家庭か、または大規模の児童養護施設で生活することとなっています。こうした子どもたちに、より家庭的な環境を提供できるよう、里親制度の充実のほか、住居を利用して複数の子どもを養育するファミリーホーム事業の実施、小規模の養護施設の設置などを検討していきます。既存の養護施設においても、小規模のグループ単位での養護体制がとられるような改築を検討していくこととしております。

重点項目21は、幼稚園における特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築です。発達のおくれなど特別な支援を必要とする子どもについて、幼稚園での支援体制や小学校との連携体制を構築する事業です。

重点項目22は、特別支援教育の推進体制についてです。障がいのある子どもが障がいの程度や特性に応じた適切な教育を受けられる体制を構築するものです。

以上で基本目標5の説明を終わります。

金子座長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

坪谷副座長

基本目標の課題と方針のところで、私は前回も言ったのですが、真ん中ぐらいのさらに施設等において子どもたちが質の高い支援を受けられるよう職員研修を初め質の向上を図ると書いてあります。質の向上というのは、前回も言いましたけれども、制度とか環境とかカリキュラムとか教材で、職員の資質向上のみではないのです。だから、質の高い支援をとということであれば、やはり環境等にも配慮が必要なのではないかと私は思うのです。職員研修だけが質の向上ではないと思います。もちろん大事なことですけれども、言葉としては足りないのではないかという気がいたします。

金子座長

これについてはいかがですか。里親とその施設の2本立てであるという大きな枠組みがなされておまして、両方とも努力していきたいということですが、特に施設の面では、今、副座長がおっしゃったようなことは当然ながら考慮の対象になると思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

先週の会議でも副座長から質の向上というお話がございましたけれども、ここで言わんとしていたことは、特に職員の質の向上を図ることによってさらにということは改めてご説明するまでもないでしょうけれども、そういった意図で表現させていただいておりますが、再度、今のご指摘を受けた中で……。

坪谷副座長

職員の研修に特化してしまうというのは、ちょっと違うかなという感じはしますので、全体的に質は上げるのだということが必要だと私は思います。これだと、職員の研修さえしていればいいということになってしまいます。

芝木委員

逆に、質が悪いから向上しろと言っているように聞こえてしまいます。それを言うのだったら、人間に関わっている人たちは全部向上してよと言わなくてはいけなくなってくるのを、施設の人だけにそういうふうにするというのは、そういう預けることのできる人たちというのが前提にあってこういうことを考えているのではないかという気がするのです。

高荷委員

ちょっと言い過ぎでないですか。学校教育でも何でも、教育に携わる人が質の向上のための努力をするというのは当然のことであって……。

芝木委員

当たり前のことなのです。

高荷委員

当たり前のことですがけれども、決して預ける側が云々ということではない。もちろん、設備とかカリキュラムとか、相対的に質の向上を図ることが大事であって、ここも必ずしも施設の職員だけをうたっているわけではなくて、職員研修などを初めということで少し逃げている部分もあるのではないかと読んでいたわけで、幅広く質の向上を実現していただきたいという気持ちは同じです。

金子座長

いかがですか。

丸山委員

ここでは母子家庭を中心に、そうではない文言もちらっと活動でもひとり親と書いているのですが、課題と方針の最後の「札幌市は」という段落の中に、「母子家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭は」としかないので、やはり、この施策につながるのメインが母子家庭になっていることを保証するためには、父子家庭の割合が非常に少ないから母子家庭にウエートがかかっていると見えた方がいいと思います。何か今、マスコミでは父子家庭が悲惨な状況ということがよく言われていますが、素人としては、ここだけでいいのかなと思ってしまうのです。なぜ母子家庭にウエートを置いて今もやらねばならないのか、父子家庭の割合が非常に少ないです。今後の方向性としては、父子家庭も含めたものではあるということがわかるような文章を課題と方針のところに入れておいてくだされば、今は施策に偏っているということがわかるような気がします。

金子座長

そうだと思いますが、少ないとはいえ、ないことはないのです。ひとり親というのは両方があるわけですから、今の丸山委員のおっしゃったような形で、母子家庭等自立促進計画はよろしいと思いますけれども、その後は父子家庭も含むような表現になさった方がバランスがとれるのではないかと思います。

秦委員

前回、私はこの場で特定の団体が団体の交渉する場ではない、適切ではないという話をさせていただきました。今回、この社会的養護に関しては、私は特定の団体の代表ということではないのですが、19ページの課題と方針のところと言うと、頭から5行目以下、社会的養護にあっては、家庭的な環境の下で特定の大人との愛着関係を形成し、個別的なケアによる養育が大事だと、そういう意味では、里親を拡充して児童養護施設においてもケア単位の小規模化を推進しますという中で、家庭的な養育体制の整備を求めますということを書いています。20ページの重点項目20でも、既存の施設においてもより家庭的な養育が可能になるケアの小規模化を目指しますとあります。そうすると、今、既存の養護施設が札幌市には5施設ありまして、どちらかというの大舎型の施設です。こういう目標を書くということに関して言うと、以後、札幌市においては社会的養護を必要とする児童養護施設の施設体系としては小規模化の方向ですべてを目指していくというふうに解釈されます。そのように理解できる文章だと思うのですが、そういう理解でいいのでしょうか。

この書き方自体が、家庭的とか小規模化というところに特化して、それをあくまでもあるべき論として書き過ぎているのです。そうすると、既存の100名、90名で暮らしているところに対しては、どんどん小規模化していきますと受け取られがちですし、我々もそう受けとめます。

そういう意味で言うと、文言の変更を求めたいのです。重点項目20のところもそうです。ですか

ら、実際に社会的養護に対するニーズが絶えない部分と、札幌市において既存の児童養護施設でそれを補い切れなほどの数のニーズがあることと、それに対してさらに里親を拡充していくことということが文言の中にあればいいのですが、この文言だけを見ると、本来、こういう子どもたちは家庭的な雰囲気の小さなところで育つべきであるから、今後、札幌市としてはそういう方向で整備をしていきますというふうに、どう見ても受けとめられます。そうであれば、我々もそうシフトしていきます。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

そうではないです。

秦委員

そうであれば、この書き方はいかなものかと思います。

金子座長

それは大変大事なことなので、今すぐにというわけにはいかないでしょうけれども、次回までに書き直していただきたいと思います。小規模化だけではないということですね。

秦委員

もし、小規模化に特化するのであれば、我々もそうシフトしていかなければいけないと思うのです。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

養護施設はそのまま、これから社会的養護といったら 18 歳以上、要するに高校を卒業した部分がどうしてもという形を強調する意味で、今回、記載させていただいたのです。

秦委員

若干の文言整理をお願いします。

事務局（子ども未来局 川勝児童相談所担当部長）

文言整理をさせていただきます。

金子座長

基本目標 5 について、ほかにございませんでしょうか。

伊藤委員

今日、追加の資料をいただいた中の大島委員の意見の黒ポチの 2 のところに一部取り上げられていますが、20 ページの重点項目 21 の幼稚園における特別な支援を云々というところに関しまして、ぜひとも、これは幼稚園だけでなく幼稚園と保育園というふうな文言を両方入れていただきたいと思っております。なおかつ、担当部署を学校教育部だけでなく、保育所を管轄する部署と連携して行っていただければと考えております。

金子座長

重点項目 21 ですね。それはいかがでしょうか。

事務局（教育委員会 風無教育研修担当部長）

学校教育部の教育研修担当です。今、お話しいただきましたことでも、小学校との連携ということで、重点項目 21 に「幼稚園」という言葉がありますけれども、実際に特別な支援を必要とする幼児というのは、幼稚園以外に保育園も実際にありまして、それを何とか小学校にいろいろな意味でつないでいく方法はないかということで、実際に、来年 1 月になりますが、区ごとに幼稚園と保育園が一緒になって小学校と情報交換をする場を設けたいということで、今、話を進めているところです。今お話しいただいたことについては、まさにそんなことかと思えます。

金子座長

表現として幼児教育振興であれば、これは学校教育しかできないので、保育を使うと保健福祉部になるでしょう。学校教育というところは、保育とは分析的には別の範疇になるので、つまり幼稚園と保育園の違いにまた戻ります。そうすると、今の伊藤委員のお話で言うと、所管部もあわせて連携してもらおうようなことになりませんか。つまり、学校教育だけでは保育の方はできない、同じ年齢でも

できないということだろうと思うのです。国の制度まで引っ張ってくると、文科省の枠と厚労省の枠は違います。それはいかがですか。

坪谷副座長

幼稚園と同じように、来年から保育園の方も保育要録を小学校と連携ということでやることになっています。ですから、幼稚園と保育園は、形式は違うけれども、児童に関しての伝達ということは学校に対してやることになっています。ですから、小学校とは連携することになっています。

金子座長

市の組織としてはどこなのでしょう。

坪谷副座長

教育指針で、未来局からやりなさいという指示を受けてやることになっていて、連携することになっています。

金子座長

学校教育部でよろしいですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

私も子ども未来局の子育て支援部もです。

金子座長

ということでよろしいですね。

事務局（教育委員会 渡辺幼児教育センター担当課長）

補足させていただいてよろしいですか。幼児教育センターの渡辺と申します。

先ほどの、風無部長からのお話の補足をさせてください。

重点項目 21 にあります「幼稚園における特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築」というのは、幼児教育センターの事業として押さえさせていただきたいと思うのです。ですから、こういった「幼稚園における」という特化した表現の仕方をしております。私どもの方では、私立幼稚園に向けた事業をただ今展開しております。その中で、今春から、小学校長会に就学にかかわる幼児を円滑に引き継ぐための幼小連絡会を開いていただけないだろうかという願いをしてきております。

大筋、実現の方向性で進ませていただいておりますが、小学校に就学するのは幼稚園だけではなくて保育所のお子さんたちもそうです。それから、在宅のお子さんもそうです。一遍に大きくはできないのかもしれないのですが、できる限り小学校へ円滑に引継げるように進めていきたいということで、9月上旬に子ども未来局保育指導課に私どもの方で幼小連絡会のお話を持ってまいりました。

幼小連絡会は、学校教育部の事業ですけれども、部局をまたいで話ししていく必要があるだろうということでさせていただいております。ここでは、どこまで話していいのかなという段階ですけれども、まずはできることからということで、就学にかかわっての引き継ぎの面から部局をまたいで推進できればいいなと考えております。

まだ細かい詰め等がありますので、今お話しできるのはここまでかなと思います。

金子座長

そうしますと、重点項目 21 はそのまま独立させて、別枠として今のお話を新たにお立てになるという理解でよろしいですか。

事務局（教育委員会 渡辺幼児教育センター担当課長）

私どもがやっていることが重点項目 21 で、別枠として幼小連絡会をとらならないと思うのです。そこで、子ども未来局と教育委員会という枠組みをこえて、私たち幼児教育センターの事業に乗っかっていただけたところがあればということで、押さえいただければと思っています。

金子座長

そうすると、表現としたらどういうふうになりますか。

芝木委員

幼児教育センターは、札幌市の幼児についてということで幼児教育センターになったのです。それで、札幌市の幼児教育振興計画に基づいてということは非常に重要なことかもしれないけれども、それ以上に幼児における特別な支援が重要になってくるのではないと思うのです。私立幼稚園だけに障がい児がいるわけではないし、それは総括的にここに入れる方がいいのではないかと思います。

事務局（教育委員会 風無教育研修担当部長）

今、芝木委員がおっしゃってくださったとおり、重点項目 21 は「幼稚園における」というのをカットしまして、特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築という形で……。

金子座長

それでしたら全部入りますね。それに基づいて、重点項目の表現と、下の方も「私立幼稚園において」だけをカットすれば、あとはそのままです。それでは、そういうふうにさせていただきます。ほかにご意見はございませんでしょうか。

先ほどの丸山委員のご指摘の父子家庭の問題と絡みますが、23 ページのひとり親家庭への支援のところも、ほぼ全部母子家庭の表現で統一されていますが、これでいいのかというか、丸山委員、こういう形の事業でいかがですか。

丸山委員

5 - 3 - 4 だけなので、これが実態ですね。実態というのは、これしかできていないということだと思ふのです。ですから、最初に申し上げたように、父子家庭についての文言どこかに入れて、今後の課題であるという事実だと思ふので、そういうものをどこかに残していただければと思ふます。

金子座長

ひとり親というのは、とにかく両方を含むのだという理解をみんなですておくということになりましょうか。

丸山委員

順番を上を上げるといいのかもしれませんが、真ん中にぽこっと一つあるというのも何か……。

高荷委員

5 - 3 - 1 から 5 - 3 - 8 までの中で母子家庭とあるところを、5 - 3 - 4 のようにひとり親家庭というふうに変えることは何か問題があるのですか。

金子座長

いろいろな事業が母子家庭支援という形で既に動いているので、このまま来ているのだと思ふます。

高荷委員

しかし、父子家庭にしても、それに準じた形の支援がなされるわけでしょう。今なされていないとすれば、片手落ちということになるわけですね。

金子座長

それはいかがですか。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

実際に父子家庭も対象になりますのが、今お話がありました 5 - 3 - 4 と、その下の 5 - 3 - 5 の部分です。ただ、5 - 3 - 5 の部分については実績がございません。対象にはなっておりますが、実績がないということです。

金子座長

極端に言うと、例えばこれを全部ひとり親というふうにするのは余りにも大胆ですね。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

例えば、5 - 3 - 3 ですと、母子福祉資金貸付となっておりますけれども、実際は母子と寡婦に該当していますが、父子家庭については、その他も国のメニュー自体に用意されておられません。

金子座長

国もそうでしょう。それに準じているわけですね。

もちろん、このままということもありますけれども、普通に考えれば両方入るだろうと思いますし、入った方がよろしいだろうという気がします。自治体でできることと国でできることは区別しましょうというのが最初の方針ですけれども、何だったらどこかに、今のところは国が変わっていないからこういう形ですが、将来的にはこれは両方を含める方がよろしくないかということ札幌市としてはお出しになるのはいかがですか。

現状は、法律の中で、国の事業の中で自治体が行っているのだからこういう形をとらざるを得ないでしょうけれども、経済的支援の場合は男も女も無関係ですから、こういう形でのひとり親の支援も、当然、男の場合も入っておかしくないような気がします。今はできないかもしれないけれども、将来的には国に対してそういうことを求めるという文言はどこかに……。

事務局（子ども未来局 堂前子育て支援部長）

働きかけていくというような文言をつけ加えることに……。

秦委員

課題と方針の最後の母子家庭の自立と支援をしていきますというのを、母子家庭ではなくて、ひとり親家庭にしてしまえば……。

金子座長

父子家庭も含めた形に、とにかく雰囲気としては両方入った方がいいのではないかという委員の方々の合意がありますので、今、秦委員がおっしゃったように、課題と方針の最後のところでも札幌市の強い希望をお書きになっていただければと思います。

伊藤委員

今の 23 ページのひとり親家庭への支援のところ、意見として申し上げたいことがあります。

離婚家庭の多い札幌市ですが、離婚して子どもがいるわけですね。やむなく離婚をして、残された子どもに関してですが、親に会いたい子どもを面接する際に、親のそれぞれの権利を守りながら子どもと面接させるという難しさがかなりあって、子どもが思うように親と会えないという環境が現状あります。その中で、一部で民間の有志が親の権利を守りながら面接をさせるという取り組みも始まっております。しかし、これだけ離婚家庭の多い札幌にあって、子どもがそういう中にある環境において、子どもの心のケアを含めて親の権利を守りながら面接できるような体制づくりを札幌市として何らかの形でここに盛り込んでいっていただきたいと思います。

金子座長

それは細かい話になるので、どこをどうすればいいのかすぐに見当がつかないのですが、具体的には何を主張になりたいですか。

伊藤委員

子どもの権利もそうですが、子どもの親に会いたいという権利と同時に、それぞれ離婚した家庭においては夫婦にそれぞれの権利が発生しているわけですが、その辺の調整と面接の場所と機会をつくるといったシステムづくりを何らかの形で……。

金子座長

恐らく、そういうことに対して行政が関われないという立場もあると思うのです。ですから、いろいろな立場があると思います。そういう家庭の中に直接入り込めないというのは当然ながらありますから、今おっしゃっているような立場もあるでしょうけれども、そういうことまで行政がする守備範囲に入るのかという疑問もあると思います。行政がすべてをやれるわけではないという意見が、今のご指摘と並列するものだと思います。

坪谷副座長

これは悩みですけれども、保育園はゼロ歳児から就学前までなのですけれども、大体三、四歳ぐらいで障がいが発見されるというか、ちょっと違うかなというのがわかるのです。3歳児健診に行ってもらっている親御さんだったらいいのですけれども、保育園の方では、ちょっと違うから見てもらったらと言うのですけれども、うちの子は健常だから大丈夫と言って小学校に入ってしまったら、それ以上、我々の方では何ともならないのです。ですから、支援がいろいろあるので見てもらった方が子どもにとっていいよと。どこの園でも保育園に1名か2名は在園していると思うのです。ちょっと疑いがあるけれども、親が拒否して認めないという場合があります。ここら辺をここに載せた方がいいと思います。ただのお願いだけでいいのか、そういう親の支援、子どもの支援も、実際に認定も何も受けずに小学校へ行ってしまって、小学校の先生たちが大変だということが現実にあるのです。

すべての子どもたちがこの医療機関を受けているわけではないのです。その支援というのをここで論議することかどうかわかりませんが、実態としてはあります。

金子座長

今のお話も、幾ら言っても親がそういうふうにはしてくれないということですね。

坪谷副座長

非協力的で、認めないということが結構あるのです。

金子座長

なかなか家族の中に入れない部分がありますからね。踏み込めるのは児童相談所しかなくて、児童相談所の場合は明らかに疑いがあるときでなければ入れませんから、行政もすぐには入れないのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 菅児童福祉総合センター所長）

実際に診察していると、障がいを疑うお子さんがいますし、保育園、幼稚園の先生方が困っているいろいろ勧めても、なかなか受診しないこともあります。医療機関にかかって、実際に診断されても、それをなかなか受け入れない、しかるべき療育施設になかなかつなげていかないお子さんがいます。それを無理やりということにはいかないで、あくまでも親御さんの了解のもとで合意して、子育ての一環としてそういう療育に入っていたらいいかと、うまくいかないのです。

ですから、どこまで家庭の中に入るかというのは非常に難しい問題です。まして、こういう文章に出すのは非常に難しいと思います。ただ、そういう目で見えていくということが必要なので、先ほどありました学校との連携をしっかりと、周りがしっかりと支えていくという立場でいかれたらいいかなと思っています。

金子座長

よろしいでしょうか。次に基本目標6、主に学校教育の関係でございますがご説明をお願いします。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

資料は24ページからとなっております。

基本目標6、子どもが豊かに育つ環境づくりでは、主に学校教育や体験活動など学童期以降の子どもの育ちに関する施策を掲載しています。

課題と方針では、まず初めに、学校教育について触れています。学力の向上、教育内容の充実に取り組むことはもちろんですが、札幌市では、将来の札幌を担っていく市民の育成という観点から札幌らしい特色ある学校教育に重点を置くこととしています。また、不登校やいじめの問題は依然として大きな問題となっていることから、現状を踏まえた早期対応の体制づくりが必要とされております。

次に、学校以外の場についてですが、安心して自由に遊べる場所を地域に確保することが重要であることを踏まえ、児童会館を中心とした放課後の居場所づくりを進めるとともに、さまざまな体験活動の機会の提供、子どもの主体的な学びや活動を支援する環境整備に努めていきます。また、この計

画の理念である社会全体で子どもの育ちを支えるという観点から、地域の教育力の向上を図り、家庭や学校との協力のもとに地域全体が子どもを見守りはぐくんでいく支援を進めていきます。さらに、インターネットや携帯電話が急速に普及したことにより、子どもたちが有害情報に触れる危険性が高くなったほか、新たな形でのいじめの問題も生じています。後期計画では、こういった観点からの取り組みも進めていくこととしております。

こうした方針に基づき、基本目標6では、四つの重点項目を設定しています。

重点項目23は、札幌らしい特色ある学校教育の推進です。市内のすべての学校で雪、環境、読書という三つの観点を学校教育に取り入れて、札幌市における子どもの育ちを支えていきます。

重点項目24は、いじめ・不登校対策事業です。インターネットを使った新たな形のいじめの未然防止のため、専門業者によるネットパトロールを実施します。また、不登校対策として、教育相談体制の充実を進めるとともに、スクールカウンセラーの体制充実により、一人一人の状況に対応した支援を行います。

重点項目25は、放課後の居場所づくりの整備です。札幌市では、小学校区ごとに放課後の居場所を確保することを目指し、児童会館やミニ児童会館の整備を進めてきました。今後も引き続き整備していきますが、ミニ児童会館の整備が難しい小学校区については、放課後子ども教室という新たな方法を活用するなどの工夫を進めていきます。

重点項目26は、学校・地域連携事業です。地域の人材を活用することなどにより、学校と地域との連携を図り、地域に教育力向上を図る事業です。現在も実施している事業ですが、今後も引き続き実施していくものです。以上で基本目標6の説明を終わります。

金子座長

ありがとうございました。これにつきましては、たくさんの細かいカリキュラムを含めた事業概要がありますが、一つ一つやる時間がないので、今のご説明の重点項目について、よければ大局的なところでご意見をいただきたいと思います。

秦委員

子どもの権利条例が札幌市でつくられて、その普及啓発として、それを実践していく、浸透していくということについては、やはり基本的には学校教育の中に権利教育を十分に落とし込んでいくという活動が必要なのだろうと思うのです。今回の後期計画の頭のところに札幌市子どもの権利ということのを別立てで掲げるのであれば、ここで子どもの権利について何も触れていないことに逆に疑問を感じるのです。これは、ハードルが高かったということでしょうか、どうなのでしょう。私は、やはり、学校教育の中に権利についてのことをやっていますという文言が入るべきだと思います。

金子座長

そのとおりだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

今おっしゃられたとおりです。前にもご指摘いただいたとおり、1の子どもの権利の推進のところで、少し学校教育の部分も包含した表現で、一番初めの目標1に少し取り入れておこうということで、今、基本目標1の構成を組み直しています。申しわけありません、11月にまとまるまで、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

秦委員

そうすると、こっち側も若干……。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

多少、再掲というような形で言い回しが変わる部分が出てくるかもしれません。

金子座長

例えば、重点項目23の中にもう一つ権利教育みたいなものを入れた方がいいということですね。

秦委員

僕は、雪とか環境とか読書よりも、並行、並列でも必要だと思います。

金子座長

むしろ、に権利教育みたいなものを入れた方がいいのではないかというご意見を踏まえて……。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

この章立てと、一番初めにくる目標1のところとすみ分けをさせていただいて、若干手直しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

金子座長

宿題が結構盛りだくさんですから、大きな方針だけしかなかったのです。それでは、どうぞ。

鈴木委員

子どもの権利教育という言葉が出されましたけれども、これについては、今、部長が言った回答をお待ちしてから、またお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

金子座長

よろしいでしょうか。ほかに、学校教育のことがございますか。

森本委員

子どもの権利というよりも、子ども就労の場の問題ですけれども、子どもの方に大人になって来る相談を見ますと、セクハラの関係なのですが、もっと自分を大切にしてもらいたいとか、逆に他人を大切にしてもらいたいとか、最近の若い人は人権的な感覚が 思いやりの心というところに入ってくると思うのですけれども、子どもの権利という考え方の中に、人権と申しますか、基本的なベースの考え方も含めていただきたいと思います。

金子座長

それは、そうなりますね。権利の中に当然入ることになりますね。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

一番初めの方の話になってくると思います。

金子座長

人権も含めて入ることになりますね。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

大きな話を一番初めに持ってくることにします。

金子座長

権利の中に、多分、中核部分に入るでしょうから、そういうことでよろしいでしょうか。

森本委員

はい。

金子座長

ほかにありますか。

高荷委員

まず1点は、インターネット絡みで、きょう欠席していらっしゃる磯野委員がかなり詳しく研究をなさっているように受けとめておりますので、きょうも大島委員から文章も出ておりますように、磯野委員にこれに関するご意見を出していただくようお願いをしていただけたらいかかということが1点です。

もう一点は、非行の低年齢化、犯罪の低年齢化という現実があるわけで、そういう面から見てみると、その辺に対する取り上げ方が軽過ぎると思います。基本目標7の重点項目27でうたっておりますけれども、この辺で取り上げる必要性はないのですか。

金子座長

いじめの低年齢化ですか。

高荷委員

いじめの問題もありますし、性教育の問題もあるでしょうし、シンナーを初めとする覚せい剤といった問題もございますね。

金子座長

それを、重点項目 24 の中でもう少し取り上げる……。

高荷委員

とりあえず、基本目標 6 の中のどこかで、その辺のところを別枠で。

金子座長

いかがでしょうか。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

磯野委員の件につきましては、重点項目 24 のネットパトロールの問題とか学校におけるネット上のことについて一つの組織ができておりまして、その中でフルにご意見をいただきながらやっているという現状を報告させていただきたいと思います。それを抽象的に表現するとういうふうになります。

それから、薬物、非行その他全部含めまして、不登校、あるいはいじめも生徒指導の問題と大きくくられております。もちろん、言葉としてはいじめ・不登校対策という形になりますけれども、子ども心の問題、非行、犯罪防止の問題も含めましてこの中で総合的に推進しようという取り組みでございます。したがって、これ全体の中に薬物などを含まないということではなくて、そういうことも含めて総合的に一人の子どもをいろいろな角度からサポートしていこうということです。

高荷委員

それが重点項目のどこにうたわれているのですか。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

言葉としては、重点項目 24 の「いじめの防止や早期対応の取り組みを支援します」という言葉の中に、はっきりとした言葉はないにしても、全体としては生徒指導体制の評価ということで含んでいるつもりでございます。今おっしゃっているように言葉が足りないのであれば、補う努力はしなければいけないと思います。

私が申し上げたのは、生徒を取り巻く状況というのは、個々の状況というよりも、総合的にいろいろな角度からアプローチしていかないと、その子を見るときに一面だけでとらえてしまう危険がございますので、文章の表現は少し考えるにしても、全体的総合的に考えていくということでございます。

高荷委員

全体的、総合的に考えるのはそのとおりだと思いますけれども、この文言だけではそこまで読み取れません。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

したがって、もう少し文章を検討させていただければと思います。

津元委員

以前、基本施策 6 の子どもを取り巻く有害環境対策の推進のところに、できれば重点項目としてインターネットや携帯電話というところを入れてはどうかと言ったのですが、それは入らないということですか。たしか磯野委員もおっしゃっていたと思うのですがけれども、今、子どもたちの間ですごく問題になっているので、重点項目として掲げてはどうかと言っていたと思うのですがけれども、そちらの方は別に項目は設けないということですか。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

「インターネットを使って誹謗・中傷するなどの新しい形のいじめの問題が生じていることから、専

門業者によるネットパトロールの充実などにより、いじめの未然防止や早期対応の取り組みを支援します」という中に含んでいると考えています。これは、文章を短くして抽象化していますので……。

津元委員

できれば、重点項目の中に入れての方がよかったと思っております。

もう一つは、私は今、学校支援地域本部でコーディネーターをやっていて、その中の中学校のキャリア教育の中に職場体験というものが入ってきているのですけれども、今、職場体験先を見つけるのがとても難しいのです。商店街などがある地域では結構見つかるのですけれども、そういう場所がない学校は、本当に先生方が苦労されて、一軒一軒電話をかけながら体験先を見つけているのです。

私は今回、体験先を見つけてくださいとコーディネーターの仕事としてあちこちの地域でお願いしたのです。その中で、地域で受けていいですよというところを何軒か見つけて、子どもたちが本当に地域の中に入って、実際に地域の職場で体験すると。受け入れ側もすごくよかったということと、行った子どもたちも今までにない体験をしたということでもよかったのです。ですから、もうちょっと札幌市としてサポートがあれば、職場体験の体験というところも授業の中にいろいろ入っているのですが、中学生におけるキャリア教育の職場体験の事業があったらいいなという要望です。

金子座長

それは、具体的にどのあたりでしょうか。3ぐらいですか。

津元委員

小学生に向けてのいろいろな体験機会の提供はあるのですけれども、中学生に向けてというのはほとんどないのです。その中で、やはり職場体験ということはとても重要だと思います。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

今のご指摘も、今、インターンシップを盛んに展開しておりまして、地域のご協力、あるいは大人の協力がなしにはなかなか進みません。今の津元委員のご意見を踏まえて少し検討させていただければと思います。

秦委員 重点目標 24 ですが、具体的に限定し過ぎている気がするのです。

基本施策で 26 ページの 6 - 1 - 18 に書き込まれている程度なら十分にいい活動だなと思うのですけれども、いじめ・不登校対策に対する札幌市が取り組む重点的な事業として、インターネットの中傷とネットパトロールということだけに特化して書くのではなくて、もっとさまざまないじめ問題などに対してこういうふうに取り組んでいくのだということがここにもうちょっと書かれるべきではないかと思うのです。

不登校も同じで、スクールカウンセラーの配置だけで不登校が回復するとは思えないので、それに対しても専門の教員が配置されるとか、ここはもうちょっと大きくくくっていいと思います。広くくくって、内容を読み取ってほしいと言っている割には何となく限定されているような気がするのです。

事務局（教育委員会 西村指導担当部長）

先ほども答えましたように、今ご指摘の趣旨はそのとおりだと考えますので、もうちょっと広い意味の言葉に少し書きかえさせていただければと思っております。

金子座長

それは、重点項目 24 を書きかえるということですか。

高荷委員

重点項目 24 ももちろんですが、重点項目 26 に学校・地域連携事業がございます。恐らく、ここに入っているのだらうと思う事業が、各中学校区にある健全育成推進協議会、各中学校区の小学校も含めた学校、PTA、そして地域住民との連携で、以前は非行化防止対策協議会でしたが、最近は健全育成推進協議会と変わっているところがほとんどだらうと思うのですけれども、あのあり方が地域によっては逆行しつつある印象を受けているところもあるのです。地域を排除というか、委員会をつく

ってしまって、一般の人が入れないような組織をつくってしまっているところもあるやに見ております。そういったところに対するもうちょっと適正な指導というものがこういうところでもっと明確に表記されて、地域との関係プレーがもっと密にできるようなものがないかという思いが強いです。

東京のうちの孫が行っている小学校は、授業参観の日は親でなくてもだれでもいいのです。どなたが行ってもいいのです。そういう授業参観の仕方をもって地域との連携をより深めようとしている学校もあるわけです。閉鎖してしまうのではなくて、狭めてしまうのではなくて、もっとオープンにできないのかなという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

事務局（教育委員会 川原生涯学習推進課長）

教育委員会の生涯学習部でございます。

この学校・地域連携事業につきましては、今のお話にございました健全育成推進会とはちょっと別の事業になります。教育委員会から委託いたしまして、地域教育力向上ということを目指して、学校教職員、PTA、開放図書館のボランティア、町内会、民生委員・児童委員、それから青少年育成委員会といった方々のご協力をいただきまして運営委員会を組織しております。そこで、子どもたちに対する放課後とか休日におけるいろいろなプログラム、自然体験学習とか世代間交流といった事業を実施しておりますので、お話しいただいたように、地域の方と子どもたちが一緒になっているいろいろな事業をやるという展開の仕方しております。

高荷委員

そうすると、健全育成推進協議会はどこに入っているのですか。

事務局（子ども未来局 野島子どもの権利推進課長）

中学校区の青少年健全育成推進会は私どもの課で所管しております。今は98校区で活動していますが、委員ご指摘のように、本当に熱心にやっているところと、果たしてどうかなという話を聞くこともございまして、今、行政評価の中でもこのあり方についていろいろ述べられている部分もあります。一方で学校と地域との連携は非常に大事だということでもいろいろご指摘を受けていますので、そういった視点から、今、見直そうということで動いております。このプランでは、現状ということで記載させていただいておりますけれども、新たな内容ということで、委員ご指摘のとおり、昔は非行防止という観点が前面に立っていましたが、今はむしろ地域で子どもを育てるという視点で充実させていこうという話になっていますので、そういった理解の部分を含めて対応していきたいと考えています。

富田委員

確かに、私は育成委員をやっていますが、学校から授業参観に来てくださいという案内状などいろいろ来ていまして、学校に行ったり、生徒の状況とか、今、我々育成委員の仲間に行ったり来たりしています。

金子座長

私は、3月まで児童虐待のことを検証する委員会をやっていたのですが、そこで報告書をつくったときに、その相手は、小学校3年生から虐待が始まって、発見されたのは19歳でした。つまり、学校で最初の不登校対策ができなかった分だけ、ずるずると引き延ばされたような非常に悲惨な結果に終わったという検証をしたのです。

前回の基本目標1の虐待防止のところでは、就学前の、つまりゼロ歳から5歳までの子どもに少し特化した書き方がなされていまして、つまり、小学校、中学校でも虐待はあるわけです。比率で言うと4割ぐらいはそちらの方になります。そして、虐待の最初の指標は不登校なのです。余りはっきりした理由ではないけれども、不登校が始まると、それは人権のことも含めて、あるいは義務教育を受ける権利が剥奪されるということもあります。やはり、この重点項目24で、先ほど秦委員も高荷委員もおっしゃったのですが、インターネットを使ってパトロールするという話だけでは全然な

のです。つまり、学校教育のレベルでも、いじめ・不登校の次には虐待があるという認識をここではもう少し欲しいのではないかと思います。つまり、権利ということを最初にうたっているわけですから、学校のレベルでもいじめ・不登校対策の次に実は虐待防止があるのだということをもう少しきちんとお書きになった方がよろしいのではないかという気がします。

そういう意味で、ぜひ、重点項目 20 については、ネットのパトロールという話だけではないということをしっかり受けとめていただきたいのです。つまり、学校教育だけでできなければ、児童相談所も含めて、このあたりは総合的に子どもを守るということをもう少し強く出していただきたいという希望があります。

そこではいろいろな提言もしておりますので、ぜひごらんください。虐待防止の我々の委員会の答申がネットでもておりますので、ぜひごらんください。

そういうことで、基本目標 6 についてほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

金子座長

それでは、予定している時間も過ぎましたので、最後の基本目標 7 について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

資料の 33 ページからでございます。

基本目標 7、子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくりは、前期計画においても一つの目標として位置づけられたものであり、子育て家庭が快適に暮らせるためのバリアフリーに配慮した環境整備と交通安全や犯罪防止など安全面の対策を掲載しています。特に、犯罪防止に関しては、子どもが犯罪被害に遭う事件が近年大きく報道されていることもあり、札幌市においても市民の関心が高い分野となっており、子どもが犯罪や事故に遭うことを防いで安心して子どもを育てていけるまちづくりが必要とされています。

重点項目として、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業を上げています。札幌市では、犯罪防止に配慮した環境整備、その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取り組みを定めた犯罪のない安全で安心なまちづくり条例をことし 4 月に施行していますが、この条例に基づいた広報啓発活動や地域防犯活動への支援、連携体制の整備を図っていくこととしております。

以上が基本目標 7 の説明でございます。

金子座長

ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。

高荷委員

それこそ特定の団体の一つになるのですけれども、私は保護司を長いことやってきているわけですが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの一端をそういった意味では担っているつもりでいます。ところが、おかしなことに、札幌市からは保護司は全く無視されているのです。先ほどの生涯学習の担当者のお話にもありましたように、青少年育成委員とか民生委員という人たちは中に入っているのですけれども、保護司はそういう中に入れてもらえていないのが実態なのです。これは、大いに事務方で勉強していただきたいと思うのです。

保護司法も何年前かに改正になりまして、地方自治体も協力することができるという文章が変わっております。そういった中で、我々も地域のそれこそ犯罪予防活動ということを前面に打ち出しているいろいろな活動をやっているものですから、どこか犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進事業、あるいは生涯学習などの仲間一人に加えていただくことは決してマイナスにならないと思いますので、ご検討のほどをよろしくお願ひしたい。

金子座長

一応、みずからおやりになっている立場でのご意見ですから、いかがでしょうか。

富田委員

地域によって違うかもしれませんが、私どもの地域では少年補導員とか育成員がまちの巡回を定期的にやっているわけです。ですから、例えば学校のガラスが割れたといたら、1カ月間、10時から11時まで監視するというのもやっております。地域によっては違うかもしれませんが、そういう活動を我々は自分たちに与えられたものだと思って、無報酬ですが、やっています。

金子座長

そういう地域の側からのいろいろな協力は大変役に立つことが多いですから、今後とも全体的なまちづくりの中で、子どもと子育て家庭に優しいまちづくりの中では進めていっていただきたいということになるかと思えます。

基本施策の一つは、ハード面のこととエレベーターを整備ということが中心であります。もう一つは、安心・安全を確保するという両方に分かれております。このあたりはいかがでしょう。

こういう配列でよろしいかということと、最初の宿題のところの後回しにした表現の問題です。「優しいまちづくり」ではなく「暮らしやすい」というふうに変えましょうということですが、もう一回、そこを言っていただけませんか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

説明が漏れまして申しわけございません。今、座長から話がありましたけれども、もともと「優しい」という言葉で表現させていただいたところです。この「優しい」という言葉がわかりづらいといえますか、何をあらわしているのかなかなか理解が難しいと考えました。中を見ますと、どちらかというとハード面というお話がございましたとおり、それと子どもの安全・安心という施策ですので、そういったところでもう少しイメージをつけやすいということで「暮らしやすい」という言葉に私ども事務局案としては変えさせていただきました。

金子座長

そういうことで、「優しい」を「暮らしやすい」というふうに変えていただいております。

小川委員

最後のところで、外出を容易にするためのエレベーター設備を進めますということで、具体的にこのところでは文言が書かれています。外出を容易にするためにはエレベーターがあれば何でもできるわけではないのですけれども、その中の一つに、よくお母さんたちから聞かれる言葉が、外に出たときに雨が降ったりするときに避難場所があるとすごくいいということで、児童会館の横で遊ぶケースがすごく多いのです。そのときに、おむつ交換はできるのだけれども、昼食をとれる場所がすごく少ないという声がいっぱい聞かれるのです。お昼は家に帰って食べられる場合と、ちょうどお昼前後に来たときにはお昼が食べられたらすごくいいのということで、児童会館で食べられる場所とそうでない場所とあるのです。ここの児童会館は何時から何時までお昼を食べていいですよとなると、就園前の親子の人たちでもすごく食べられる場所があったりするのですけれども、食べ物は一切だめですというところがあるのです。その差は何なのかと。食べられるところを知ったお母さんは、よかったです、避難場所にもなるし、日陰にもなるし、お昼を食べてからまた遊びに出られる、お家に帰らなくてもいいという声をよく聞くのです。

ですから、エレベーターを書くのであれば、そういう具体的なことがここにあると、外出がしやすくなると思えます。ここにエレベーターを書くのはどうかと思うのですけれども、容易に外出できるような整備を進めていく中の一つに、エレベーターがあるとか、児童会館のお昼の場所を設けるとか、授乳ができるとか、ミルクを飲ませられる、食べ物を食べられるコーナーがあるとか、時間を決めるということがあるといいと思えます。ここに書くのであれば、そのこともちょっと考慮していただい

ればいいと思います。

金子座長

いかがですか。

事務局（子ども未来局 大古子ども育成部長）

配慮をして書き足します。

金子座長

食べていいところとそうでないところというのは、何か基準があるのですか。

小川委員

何でしょうか、私も知りたいのです。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

食べるというのは、おやつですか。

小川委員

お昼御飯です。お弁当を持って行って食べられるところは、中島児童会館は12時から1時まで、どんな人でも食べられます。小学生ももちろんですし、近くで遊んでいたときもそこで食べられます。中島児童会館は2階建てで2階のスペースが食べられるようにはなっていますが、ほかのところは、スペースが限られているのか、飲食禁止というところがほとんどです。子育てサロンでも、お昼が終わったらミルクも飲ませない、食べ物も食べないで、時間になったら帰るという形が多いかと思います。そこが緩和されると、お母さんたちもすごく楽になると思うし、子どもたちもまた郊外で遊べたりという活動につながると思いますので、そういう生活空間の整備の方につながるのではないかと思います。ぜひ、それも考えていただけたらいいと思うのです。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

今のご意見も踏まえまして検討させていただきます。

小川委員

ぜひ、食べられるところ、食べられないところを調べていただいて、どのくらいあるのかということも、広報して知らせていただければと思います。情報として、お母さんたちも、公園のここでは食べられる、児童会館はオーケーというのがわかればよりいいかと思います。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

森本委員

私は、道外からこちらに来たときにちょっと思ったのですけれども、やはり雪が大変ということもあるのですが、バリアフリーのまちづくりはなかなか難しいのかなというところがあります。妊婦、それから小さいお子さんを持ったときに、電車の中では優先席とか専用席があるのですけれども、先ほどハード面のお話もありましたが、手すりがあるというふうな感覚のところはちょっと希薄かなという部分がありました。

それと、ここに入るか入らないか、別の重点項目に入るのかもしれないのですけれども、妊婦さんに対するまちの方々の支援が得られるような、例えば札幌市はマタニティバッジの取り組みを大変進めていらっしゃるのですけれども、そういうところの取り組みが、ここでもいいのですが、生活空間ということにすれば、その辺の環境整備をもうちょっと手厚くしていただけるのかなと感じたのですけれども、どんなものなのでしょう。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

本日は所管の部局が来ていないものですから、今の意見と関係するところと調整させていただきたいと思います。

金子座長

ほかにございませんでしょうか。

高荷委員

全体的なことによろしいですか。重点項目が27項目上げられております。ところが、27項目のうち、検討するという形で結ばれている項目が9項目あるのです。3分の1は検討する。検討するというのは、やらない場合の代名詞というふうにお聞きしているものですから、これらはみんなやらないのかなと。そうすると、何のためにここに掲げて貴重な時間を割いて議論しているのかなという思いが非常に強いわけです。やるのであれば、検討するではなくて、もっと踏み込んだ表現ですね。私が主張していた例の祝日・日曜日の問題も、何年後にはそういうことが実行できるような形で努力したいということで、「したい」であって、「する」ということまでは言いませんけれども、そういう形の表現にならないものか、その辺が強くお願いしたいところです。

金子座長

そのとおりでしょうね。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

先ほども部長の方からご説明差し上げましたけれども、前回の会議の中でも簡単に説明させていただいたところですが、現在、庁内での調整がまだ完全に済んでいない状況でございます。11月の協議会の中では、もう少ししっかりした表現で整理して出させていただく予定でございます。さらに、目標数値も現時点では記載しておりません。そういうものも含めて、私どもとしては皆様方の意見を何とか生かすような形だと思っておりますけれども、そのあたりで精いっぱいやらせていただきたいと思っておりますので、次回の会議に期待してと言ってちょっとがっかりさせると大変恐縮ですけれども、できるだけのことをやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

高荷委員

それは理解できないです。やはり、予算の問題がついて回るから、検討するにとどめていますなどという話は、これは逃げですよ。不転の決意でやらなければならない事業がいっぱいあるわけではないですか。それなのに、ただ単に検討するというふうなことだけだったら、こういう会議を持ったことの意味が全くなくなってしまいます。

財政局などに、何言っているのだ、検討するということしか書いていないではないか、5年間かけて検討しました、それでは終わればいいではないか、予算はそちらにやれないよということになってしまったら元も子もないではないですか。そうではなくて、やはり予算を、ちゃんとした裏づけを確保する意味合いにおいても、いろいろな世間の背景からいっても、ここでうたわれていることは非常に重要なことですから、それはしゃにむに、何としてでも予算化するという意味合いにおいて、11月までには検討するという言葉がゼロになるような形での内部検討をお願いしたい。

金子座長

今のご意見についていかがでしょうか。

高荷委員

反対の意見が出たらどうしようかしらと思いました。

金子座長

要するに、やりたいのだけれども、最終的にはだめということはもちろんありますが、今の話のように、検討するのだというのでは予算はとりにくいですね。

秦委員

重点項目の中にもありますけれども、さまざまな機関に相談支援を行える場所をつくって、それは区にあたり、保健センターにあたり、民間の児童家庭支援センターにあたり、学校にあたり、さまざまところで子育てに関する相談ができて支援を受けられるような機関の設置は、この中に物

すごくボリュームとして入っていると思います。ただ、それを設置しただけで終わっているような気がしていて、その設置したものと横のつながりを持って初めてそれが機能するのだろうと思うのです。そして、その横のつながりを明確な形でコーディネートしていくのはどこの機関がやるのかというと、要保護児童対策協議会なのか、児童相談所なのか。要対協に関して言うと、児童虐待に特化して、そこについての早期発見みたいなことが書いてありますし、児相も新規の体制強化の中でも児童虐待に特化したような書き方をしています。先ほど、金子座長もおっしゃっていますが、児童虐待が起きる前に、子育て支援が必要とか何らかの形でサポートが必要な人たちというのはSOSを出して、それを早い段階でキャッチアップして、それに対してどうサポートしていくかという支援体制ができて初めて虐待に対する予防防止につながっていくと思うのです。

そうすると、どこの機関がどういう形でネットワークをつくって、札幌ではそういう家庭をつくらないとか不幸な状況を起こさないということを前提にどういう取り組みをしていくのかということ、もうちょっと前段できちんとうたい込むとか、もしくはどこの機関でそれをやりますということ、明確にするとか、その辺があった方がいいと思います。それは、児童相談所なのか要保護児童対策協議会なのかわかりませんが、どこかではそれをしっかりやっていますということ、うたい込むような文言があった方がいいと思うのです。

金子座長

それは、最初のところに、総論風には書けばよろしいということですか。

秦委員

総論風に書くのか、総論風には書けないのであれば、どこかの重点項目の中に落とし込むのか、その辺を11月までに検討いただければと思うのです。これをつくり、あれをつくり、つくっただけであって、それがどう機能していったというのがあって初めてだと思ふのです。

金子座長

ついでに言うと、つくったら必ず人を配置しなければいけないので、人の問題が自動的に次に出てくるわけです。そうすると、予算というか、むしろ行政改革に逆行するような、増員というのが当然あるわけですから、そういうところまで踏み込んで、ここで議論してもプランの中に盛り込めるかどうかですね。そのあたりは、再度、私と副座長と事務局の方で少し相談してみたいと思います。おっしゃる趣旨はよくわかりました。高荷委員のおっしゃる趣旨も非常によくわかりました。

高荷委員

ぜひよろしくをお願いします。

金子座長

そういうことで、タイムスケジュールの話にもなりましたが、一応、本日で前回、今回あわせてすべての項目、基本目標7までのご審議をいただいたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

金子座長

ありがとうございます。それでは、次回以降のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

事務局(子ども未来局 中川子ども企画課長)

横長の資料4でございます。

札幌市では、7日及び本日の会議でいただいたご意見を踏まえまして、計画書を修正するとともに、可能なものについては具体的な目標数値を設定してまいります。また、計画の背景や現状の分析などを記載した第1章、第2章などを作成し、10月半ばにはほぼ最終形に近い計画素案ができ上がる予定でございます。その後、庁内の合意を経て、11月12日に開催される協議会でこの素案をご確認いただき、ご意見を踏まえて一部修正を加えてまいります。その後、12月7日から1月5日までの約1カ

月間、計画素案を広く市民に公表し、意見を募集するパブリックコメントという手続を行います。この結果をまた計画素案に反映させ、2月には後期計画策定に係る最後の協議会を開催し、最終案をご確認いただきます。計画の公表は、22年度の札幌市予算が議会で議決された後の3月末になる予定でございます。以上でございます。

金子座長

今、副座長と相談したことがあります。

坪谷副座長

計画の素案が確定するのが10月中ぐらいですね。素案が確定した段階で、委員に素案を送付していただきたいと思うのです。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

11月12日に第4回目の会議がございますので…。

坪谷副座長

そこで変更ができるのですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

ほぼ大体2週間前には資料を送付するという約束でしたので、確定した段階で、次の会議のご案内も含めて送付させていただく予定でございます。

坪谷副座長

これは、庁内の会議が課長レベル、部長レベルとあるのですけれども、そこで固まってしまうということはないですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

これまでもそうですけれども、庁内の会議を経た形でこちらの協議会に提出させていただいて、協議会のご意見を伺ってまた修正を加えていくという作業は今までと同じでございます。

坪谷副座長

わかりました。

金子座長

前回もそうですけれども、お出しになったことに関しては、提言もいただいておりますので、計画素案が確定した段階で早目に委員の皆様を送っていただきたいという希望があたりだろうと思ひまして、今、ご提案をしました。そういう形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

金子座長

今回の協議会でも修正は可能であるということです。計画素案が原案になって出てきても、この場でまた変更は可能であるということなので、委員の皆様にはそういうことでお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

高荷委員

初歩的な質問で恐縮ですけれども、最終の段階で市長、副市長に報告というふうに書かれています。ここまでのところはノーチェックですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

といたしますと……。

高荷委員

市長や副市長のご意見というのは計画に一切反映されないのですか。報告するだけ終わりですか。

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

これまでも、実は市長、副市長には中間報告ということで、審議の経過とか、今現在こういった内容で検討を進めていますということは報告させていただいております。今後、さらに計画が固まって

まいりますけれども、その時点で市長、副市長に報告といえますか、お話をさせていただいた中で、市長、副市長からもご意見をいただいて、現に中間報告のときにも意見をいただいておりますので、そういったものは、可能な限りと言うと変ですが、計画には反映させてまいりたいと思っております。

高荷委員

わかりました。

金子座長

それでは、進行を事務局の方にお返しいたします。

3．事務局からの連絡事項

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

予定の時刻を過ぎましたが、長い時間にわたりましてのご審議を本当にありがとうございました。

先ほどご説明いたしましたとおり、11月12日木曜日に第4回の推進協議会を開催することとなっております。委員の皆様のお手元にお配りしておりますけれども、開催時刻を午後2時から4時までといたしておりますので、よろしく願いいたします。正式な出席依頼は、今回と同様、開催日の2週間前、10月末にはお送りいたしたいと考えております。

4．閉 会

事務局（子ども未来局 中川子ども企画課長）

それでは、これで本日の札幌市次世代育成支援対策推進協議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上